

# 第1 調査の概要



## 1 調査の目的

東京都内の各世帯及び世帯員の健康と医療に関する実態と意識を把握することにより、東京都における保健・医療施策充実のための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査の対象

東京都内に居住する、住民基本台帳から無作為に抽出した 6,000 世帯及び調査基準日現在満 20 歳以上の世帯員を客体とする。

## 3 調査の基準日

令和元年 10 月 16 日（調査期間 令和元年 10 月 16 日から同年 11 月 15 日まで）

## 4 調査事項

調査は、調査票①（世帯票）、調査票②（健康と医療に関する実態と意識票）により主に次の事項を調査した。

- |  |  |
|--|--|
| (1) 基本的属性<br>(2) 就業の状況<br>① (3) 医療機関の受診状況<br>(4) 住居の種類<br>(5) 世帯の年収額 | (6) 食生活・運動などの生活習慣の状況<br>(7) 特定健康診査・がん検診などの受診状況<br>(8) 医療情報について<br>(9) がん医療・在宅医療・リハビリテーション医療について<br>(10) 都の保健医療関連施策の認知度 |
|--|--|

## 5 調査方法

- (1) 調査票①（世帯票）は、調査員が調査対象世帯を訪問し、面接聞き取りの上、作成する（面接他計式）。
- (2) 調査票②（健康と医療に関する実態と意識票）は、満 20 歳以上の世帯員を対象とし、留置自計式による。

## 6 調査の機構

- (1) 福祉保健局長  
管下の職員を指揮監督し、調査の企画、実施及び結果の公表を行う。
- (2) 調査員  
福祉保健局統計調査員設置要綱に基づき、知事が任命する。

## 7 根拠規程

- (1) 東京都統計調査条例（昭和 32 年東京都条例第 15 号）
- (2) 東京都統計調査条例施行規則（平成 2 年東京都規則第 213 号）
- (3) 東京都統計調査条例に基づく都指定統計調査の指定等に関する規則（平成 3 年東京都規則第 25 号）
- (4) 東京都福祉保健基礎調査要綱（平成 20 年 4 月 1 日）

## 8 調査検討会の設置

調査の実施に当たっては、平成31年4月に学識経験者及び都関係各部職員からなる検討会を設置し、調査票の設計、結果の分析等について検討を行った。

### 令和元年度 東京都福祉保健基礎調査検討委員

学識経験者
河 原 和 夫 東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科教授
横 山 徹 爾 国立保健医療科学院生涯健康研究部長
行政関係者
東京都福祉保健局医療政策部医療政策課長
東京都福祉保健局保健政策部保健政策課長
東京都福祉保健局健康安全部健康安全課長
東京都福祉保健局総務部情報化推進担当課長【事務局】

※敬称略

## 9 集計の対象

### (1) 調査票①(世帯票)

調査の客体	集計対象 (回収率)	調査不能				
			転出	不在	拒否	その他
6,000 世帯	3,283 世帯 (7,369人) (54.7%)	2,717 世帯	30 世帯	1,491 世帯	1,027 世帯	169 世帯

### (2) 調査票②(健康と医療に関する実態と意識票)

調査の客体 ※1	集計対象 (回収率※2)	調査不能
6,200 人	5,627 人 (90.8%)	573 人

※1 客体は、(1)で回答が得られた3,283世帯の満20歳以上の世帯員の総数

※2 回収率：5,627人÷6,200人=90.8%

## 10 調査報告書の構成

項目	集計対象数
第1部 世帯と世帯員の状況	
第1章 集計対象者の性・年齢階級及び地域	7,369 人
第2章 世帯の状況	3,283 世帯
第3章 世帯員の状況	7,369 人
第4章 世帯における医療機関の受診状況	3,283 世帯
第2部 健康と医療に関する実態と意識	対象世帯3,283世帯中、満20歳以上の世帯員6,200人を対象に行った調査票②(健康と医療に関する実態と意識)の調査で回答のあった5,627人

上記のほか、自由意見として記入してもらった保健医療行政に関する要望、意見等を掲載した。

## 11 利用上の注意

- (1) 統計表及びグラフにおける統計数値は、原則として構成比を記載し、構成比の基礎となる総数のみ、実数を併記した。その他、用いた記号は次のとおりである。
- 「0.0」 …四捨五入により数値を丸めた結果、表示すべき最下位の位の1に達しない場合の単位未満の数値  
「-」 …皆無又は該当数字なし  
「…」 …未調査、未集計のために数値が得られない、該当数値が不詳は不明なもの
- (2) 比率の単位は「%」、実数の単位は「世帯」又は「人」である。
- (3) 統計表の百分率については、少数点以下第2位を四捨五入してあるため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。
- (4) クロス集計表の表側で「無回答」、「その他」等の母数の少ないデータは一部省略している。
- (5) 本文の表中の数値に付けた下線は記述に関連することを示す。
- (6) 「平成26年度調査」とは、「平成26年度 東京都福祉保健基礎調査（都民の健康と医療に関する実態と意識）」をいう。
- (7) 「調査結果の概要」中、調査票の回答肢を引用する際、表記を省略・補足したものについては、付属資料の主な表記省略・補足一覧表のように省略した。

## 12 結果の公表

公表する資料は下表のとおり。本報告書は、確定報告の記述編である。

確 定 報 告			
区 分	概要版	記述編	統計編
内 容	記述編の概要	分析、グラフ、クロス表	クロス表
時 期	令和2年11月		令和2年12月
方 法	プレス発表、ホームページ掲載、報告書の刊行		ホームページ掲載、報告書の刊行

ホームページ掲載場所

東京都ホームページ ⇒ 各局のページ ⇒ 福祉保健局 ⇒ 調査・統計 ⇒ 東京都福祉保健基礎調査

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/chosa\\_tokei/zenbun/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/chosa_tokei/zenbun/index.html)

